

安全保障理事会決議 2406 (2018)

2018年3月15日、安全保障理事会第8204回会合にて採択

安全保障理事会は、

安保理の従前の諸決議 1996 (2011)、2046 (2012)、2057 (2012)、2109 (2013)、2132 (2013)、2155 (2014)、2187 (2014)、2206 (2015)、2223 (2015)、2241 (2015)、2252 (2015)、2302 (2016)、2304 (2016)、2327 (2016)、および 2392 (2017)、並びに安保理議長による諸声明 S/PRST/2014/16、S/PRST/2014/26、S/PRST/2015/9、S/PRST/2016/1、S/PRST/2016/3、S/PRST/2017/4、および S/PRST/2017/25 を想起し、

南スーダン共和国の主権、独立、領土保全および国民の統一に対する安保理の強い公約を再確認し、そして不干渉、善隣および地域協力の諸原則の重要性を想起し、

南スーダンにおける政治的、安全保障上の、経済的、および人道的危機、並びに 2013 年 12 月以来の同国の政治的や軍事的指導者により引き起こされたその後の暴力に関して安保理の増加している深刻な憂慮と懸念をくり返し表明し、そして南スーダンにおける状況に対する軍事的解決はありえないことを強調し、

同国中の暴力の増加している範囲について深い憂慮を表明し、スーダン人民解放軍 (SPLA)、スーダン人民解放軍反対派 (SPLA-IO)、SPLA-IO (タバン派) および武装集団が関係している武力衝突や暴力を強く非難し、2017 年 12 月の「敵対行為の停止、文民の保護および人道的アクセスに関する協定」(ACOH) に違反した現行の戦いを最も強い文言で更に非難し、停戦暫定治安メカニズム (CTSAMM) によるこれらの違反の迅速な評価を歓迎し、そして政府間開発機構 (IGAD) に対し、迅速に安全保障理事会と報告を共有することを奨励し、

当事者が、2017 年 3 月 23 日と 2017 年 12 月 14 日の安保理議長声明、中でも注目すべきは恒久的な停戦を遵守することおよび必要な者に対する人道援助の妨害のない提供を許可することに関する規定を無視してきたことを深く遺憾とし、そして南スーダンの暫定的な国民統一政府と国際連合安全保障

理事会理事国による 2016 年 9 月 4 日の共同コミュニケを想起しそして南スーダン政府によるその履行がないことを遺憾に思い、

現在の危機に対処するため南スーダンの指導者との関与を続けるための IGAD、合同監視評価委員会 (JMEC)、アフリカ連合 (AU)、アフリカ連合平和安全保障理事会 (AUPSC) および国際連合 (国連) の公約と努力を歓迎し、そして彼らの継続的かつ率先した関与を奨励し、

2015 年の「南スーダン共和国における紛争の解決に関する合意」(同合意)、同合意のために IGAD 主導のハイレベル再活性化フォーラム、および ACOH に留意し、南スーダンの当事者に対し、紛争を平和的に解決するための政治的意思を示すことを求め、そして IGAD のハイレベル再活性化フォーラムは、独特な好機到来であるが、それと同時に南スーダンにおける持続可能な平和と安定を達成するための当事者にとっての最後の機会であることを強調し、そして同合意の履行計画のための期限は、移行後の選挙に資する環境を創り出すための必要性を反映するため改正されるべきであることに留意し、

2017 年 6 月 12 日の IGAD 総会国家元首および政府の長の第 31 回臨時総会のコミュニケ、アフリカ連合平和安全保障理事会の 2017 年 9 月 20 日、南スーダンにおける状況に関する IGAD 閣僚理事会の第 60 回臨時会期、南スーダンにおける紛争の解決に関する同合意のための再活性化についての現状に関する 2018 年 2 月 8 日のアフリカ連合平和安全保障理事会会合、並びに南スーダンにおける状況に関するアフリカ連合議長と国際連合事務総長による 1 月 12 日の共同声明および南スーダン共和国共同声明に関する 2018 年 1 月 27 日の AU、IGAD および国連の協議会合に留意し、そして AU、IGAD および国際連合安全保障理事会が ACOH に違反している当事者が責任を問われなければならないことを要求していることに更に留意し、

ハイレベル再活性化フォーラム過程を損なう者に対するコストと結果がなければならないという安保理の 2017 年 12 月 14 日の議長声明を想起しそのためにも、南スーダンの平和、安全または安定を脅かす行動または政策に、直接的にまたは間接的に、責任を有するかあるいは加担し、若しくは従事してきた、国際連合派遣団、国際的な治安部隊の駐留、またはその他の平和維持活動、もしくは人道要員に対する攻撃に従事する個人を含む、個人または団体は、決議 2206 (2015)、2271 (2016)、2280 (2016)、2290 (2016)、および 2353 (2017) に従って対象を特定した制裁のために指定される可能性があることを更に想起し、そして対象を特定した制裁を課す安保理の意思を想起し、

国際連合南スーダン共和国使節団（UNMISS）の活動を称賛し、そして UNMISS の計画された行動および能力を含む、UNMISS の職務権限、UNMISS の文民保護職務権限を遂行するため、文民保護地区の内部および外側の両方の治安上の脅威や関連情報についての定期的なコミュニケーションを含む、地域共同体、並びに人道関係者との効果的な関与と連絡の重要性を強調し、

非武装の文民保護は、特に文民に対する性的およびジェンダーに基づく暴力の抑止において、保護的な環境を構築するための努力をしばしば補完することができることを認識し、そして UNMISS に対し、適切な場合また可能な場合に、文民を保護するためのその能力を高めるために文民保護技巧の使用方法を模索することを奨励し、

同国の多くの部分における悲惨な人道状況および高いレベルの食料不足を認識し、そしてこれに関連して IDPs や難民が食糧生産のための土地の耕作を含む自らの生活を再開できるように、人道関係者、追い立てられた共同体および当局との調整を通して、IDPs と難民の安全で、自発的な、そして尊厳のある帰還のための条件を創造することに対する UNMISS の貢献の重要性に留意し、

その多くが暫定国民統一政府（TGNU）による部隊の地位協定（SOFA）の違反として事務総長により報告された、移動の自由に関する厳しい制限、UNMISS 要員の強襲、および派遣団活動に関する制約を含む、TGNU および反体制派集団による UNMISS の継続した妨害を強く非難し、

全ての当事者、とりわけ TGNU、および SPLA-IO が、なかんずく、人権を監視しそして調査するその職務権限を実行することを含む、UNMISS に対するあらゆる妨害を終わらせることを要求し、

女性、子どもおよび脆弱な状況にある人々に対する暴力、種族的に対象を特定した暴力、ヘイトスピーチおよび暴力に対する扇動を含む、文民に対する攻撃のあらゆる事例についての安保理の強い非難を想起し、そしてジェノサイド予防担当特別顧問アダマ・ディエンにより指摘されたように、政治的紛争として始まったものが、完全な民族紛争に変形し続け得る可能性について深い懸念を更に表明し、

武装集団および国の治安部隊を含む、あらゆる当事者による、裁判外の殺人に関するもの、種族的に対象を特定した暴力、レイプおよびその他の形態の性的並びにジェンダーに基づく暴力、子どもの勧

誘と使用、強制失踪、恣意的な逮捕と拘禁、一般住民の中に恐怖を広げることを目的とした暴力、市民社会の構成員を対象とすること、および学校、礼拝所、病院、医療施設並びに輸送、国際連合と関連要員並びに人道要員に対する攻撃を含む、あらゆる人権侵害および虐待並びに国際人道法違反、並びにそのような人権侵害と違反を犯すという扇動を強く非難し、市民社会、人道要員およびジャーナリストへの嫌がらせ、標的とすること、そして検閲を更に非難しまた国際人道法の違反および人権違反と侵害に責任を有する者は、責任を問われなければならないこと、そして南スーダンの TGNU は、ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する罪からその住民を保護する主要な責任を負っていることを強調し、

南スーダンにおける表現の自由に関する UNMISS と人権高等弁務官事務所の報告書に留意し、ヘイトスピーチを放送するためまた特定の種族的集団に対する暴力を扇動するメッセージを転送するためのメディアの使用、大規模な暴力を促進することと紛争を悪化させることにおける著しい役割を果たす可能性を有する慣行を非難し、そして南スーダン政府に対し、増加しているヘイトスピーチと種族的暴力を直ちに非難しそして対処しまた正義と説明責任の過程を通したものを含む、その国民の中の和解を促進することを求め、

一般住民、とりわけ南スーダンにおける女性と女兒に対する紛争の当事者による戦術としての性的暴力の組織的かつ広範な使用についての紛争時の性的暴力担当事務総長特別代表の所見に深刻な懸念を表明し、

南スーダンにおける刑事責任の免除を終わらせそして国際人道法の違反および人権違反と侵害について全ての実行者の責任を問いそして訴追する緊急の必要性を強調し、また刑事責任の免除を終わらせることにおける説明責任、和解および癒し並びに持続可能な平和を確保することの重要性を更に強調しそしてこれに関連して、南スーダン混成裁判所を設立することにおける遅れについての AUPSC の懸念を共有し、

UNMISS と事務総長により発行された南スーダンにおける人権状況に関する報告書、並びに南スーダンに関する AU 事実調査委員会の報告書および個別意見に興味を持って留意し、2015 年 10 月 27 日に発表された、南スーダンに関する AU 事実調査委員会報告書を含む、幾つかの報告書によれば、戦争犯罪および人道に対する罪が犯されてきたことを信じる合理的根拠があること、戦争犯罪および人道

に対する罪が犯されてきた可能性があるという 2018 年 2 月 23 日に発表された、南スーダンにおける人権委員会の報告書について深刻な懸念を表明し、これらのまたその他の信頼に足る報告書が、同合意において設立されたものを含む、南スーダンのための何らかの移行期司法と和解メカニズムにより十分に考慮されることについて安保理の希望を強調し、南スーダン混成裁判所による最終的な使用のための証拠の収集と保存の重要性を強調し、そしてこれに関連した取組を奨励し、

400 万人以上の避難民および 2017 年 1 月から 40 パーセントの増加を表している、2018 年 1 月の総合的食料安全保障レベル分類報告書によれば厳しい食料不足に直面していると推定される 530 万人および人命救助の援助を必要としている 700 万人を含む、深かまっている人道危機について、そして同国の子どもの半数が学校に行っていないことに重大かつ緊急の懸念を表明し、暮らしや生産的資産に対する破壊または損害を含む、南スーダンの国民の莫大な苦しみについて紛争のあらゆる当事者により負われる責任を強調し、住民に対して緊急かつ調整された支援を提供するその努力に対して国際連合人道機関、協力機関、および資金供与者を称賛し、そして国際社会に対し、南スーダンの国民の増加している人道的必要性を満たすために自らの取組を継続することを求め、

文民の移動に対するまた援助を必要としている文民に到達するための人道関係者の移動に対するあらゆる当事者による妨害を非難し、同国中の人道援助の提供を邪魔している、臨時の立法、新税および許可の増加に懸念を表明し、そして必要としている全ての者、とくに国内避難民 (IDPs) や難民に対する、国際法の関連諸規定および人道、公平、中立並びに独立を含む人道援助の国際連合指導原則に従って、救援要員、装備および供給品の十分な、安全なそして妨害のないアクセス並びに人道援助の時宜を得た提供を許可しそして促進する紛争の全ての当事者の必要性を想起し、

2016 年 7 月 11 日のテレイン居住区に対する攻撃および医療要員や病院に対する攻撃を含む、2013 年 12 月以来少なくとも 98 名の要員の死をもたらした人道要員や施設に対するあらゆる攻撃を非難し、人道要員への嫌がらせや脅迫の増加している傾向に不安をもって留意し、そして人道要員および一般住民の生存に不可欠な物に対する攻撃は、国際人道法の違反に相当する可能性があることを想起し、

努力を必要とする環境において、身体的暴力の脅威の下で、外国国民を含む文民を保護することを含めて、UNMISS の職務権限を履行することにおいてまた UNMISS 地区の範囲内およびそれを越えたところでの治安状況を安定させるために UNMISS 平和維持要員および部隊要員と警察要員の提供諸国

により講じられた行動に対し安保理の深い感謝の念を表明し、そして職務権限の実施の有効性に悪く影響する何らかの国の異議申し立ては、事務総長により受け入れられるべきではないことを強調し、そして有効な指揮と管理の欠如、命令に従うことの拒絶、文民に対する攻撃に対応しないこと、不適切な装備と財政資源は、効果的な職務権限の実施に対する共有責任に悪く影響する可能性があることを更に強調し、

性的搾取および虐待に関する事務総長のゼロ・トレランス政策を厳格に執行するという彼の公約を歓迎し、性的搾取および虐待と闘うために UNMISS と部隊および警察要員提供諸国により講じられた様々な措置に留意するが、まだ南スーダンにおける平和維持要員により犯されたと報告された性的搾取および虐待の最近の申立てについて深刻な懸念を表明し、信頼に足るまた透明なやり方でそしてそのような犯罪または違法行為について責任を有する者が責任を問われることになるためにそのような申立てを迅速に調査する、部隊および警察要員提供諸国並びに、適切な場合には UNMISS の緊急の必要性を強調し、そしてそのような搾取および虐待を防止した決議 2272 (2016) に沿ってこれらの申立てが対処される方法を改善するための必要性を更に強調し、

UNMISS の職務権限を実施することにおいて直面している著しい資源と能力の課題を認識し、その地区において保護を求めている IDPs の安全を確保するための UNMISS の現行の取組に対して感謝の念を表明し、それと同時に国内避難民に関する指導原則に合わせて IDPs のための持続可能な解決を見つけ出すことの重要性を認識し、そして避難地区、帰還地区および現地への統合が行われた地区に対して、主体的な展開およびパトロールを通したものを含む、その存在を拡大する必要性をこれに関連して強調し、

決議 1325 (2000) および 2242 (2015) を含む、女性、平和と安全に関するその後の諸決議の完全実施に対する執拗な障害は、意思決定のあらゆるレベルにおける女性の関与を築くため女性の地位と能力の向上、参加および人権、上手くまとめられた指導力、首尾一貫した情報と行動および支援に対する専用の公約を通して、また政治的や和平プロセスのあらゆる側面とレベルにおける女性の完全かつ効果的な参加と関与を確保することを通してのみ破壊されることを強調し、

石油施設、石油会社およびその従業員に対して為された脅迫に関して深刻な懸念を表明し、そして全ての当事者に対し、経済的・社会的資本の安全を確保することを促し、石油施設、石油会社およびその従

業員に対する攻撃、およびこれらの施設の周辺でのあらゆる戦闘を非難し、また全ての当事者に対し、経済的・社会的資本の安全を確保することを促し、

決議 2117 (2013) を想起しそして小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用から生じる南スーダンにおける平和と安全に対する脅威に深刻な懸念を表明し、

2012年12月のSPLAによる国際連合ヘリコプターの墜落、国際連合輸送部隊への2013年4月の攻撃、アコボにおけるUNMISSキャンプへの2013年12月の攻撃、未確認の武装集団による2014年8月の国際連合ヘリコプターの撃墜、IGADの監視検証チームの2014年8月の逮捕と拘禁、反政府軍による上部ナイル州におけるUNMISS要員および装備の没収と拘禁、マラカル文民保護地区への2016年2月の攻撃、ジュバ文民保護地区への2016年7月の攻撃、およびテレイン居住区攻撃を含む、国際連合およびIGAD要員並びに施設に対する政府軍および反政府軍並びにその他の集団による攻撃、国際連合および関連要員の拘禁や誘拐、ボル、ベンティウ、マラカルそしてメルートのUNMISSキャンプへのくり返される攻撃、噂によるとSPLA部隊により引き起こされた失踪、並びに上部ナイル州における三人の国際連合と協力関係にある国の職員および一人の国の契約者の死を強く非難し、そして南スーダン政府に対し、迅速かつ徹底したやり方でこれらの攻撃のその調査を完了することまたそれについて責任を有する者の責任を問うことを求め、

決議 2304 (2016) の第16項と18項、および決議 2327 (2016) の第31項と32項に従った事務総長報告書並びにそこに含まれた勧告に留意し、

南スーダンにおける事態は、同地域における国際の平和および安全に対する脅威を構成し続けていることを認定し、

国際連合憲章の第7章に基づいて行動して、

1. 全ての当事者が、南スーダン全土での戦いを直ちに終わらせることを要求し、そして南スーダンの指導者が、同合意において宣言された恒久的停戦とそれについて彼らが2016年7月11日と2017年5月22日に、それぞれ求めた停戦、並びに2017年12月21日に署名したACOHを実施し、そして自国の司令官が自らの部隊を支配しそして文民とその財産を保護することを指示しているその後の法

令や命令が十分に履行されることを確保することを更に要求する。

2. 南スーダンの TGNU が、南スーダン政府と国際連合との間の SOFA に定められた義務を遵守することそして UNMISS の職務権限の遂行において UNMISS を妨害することを直ちにやめることを要求し、そして TGNU は、文民を支援する国際的なまた国内の人道関係者を妨害することを直ちに止め、また CTSAMM に対する移動の自由を促進することを更に要求しそして TGNU に対し、UNMISS または国際的なまた国内の人道関係者を妨害する何らかの敵対若しくはその他の行動について抑止しそして責任を有する者の責任を問うための行動を取ることを求める。

3. 南スーダンの平和、安定および安全を損なう行動を取るものに対して、諸決議 2206 (2015)、2290 (2016) および 2353 (2017) の採択によって示されたような、あらゆる適切な措置を審議する安保理の意図を表明し、国際連合保護地区の神聖さを強調し、UNMISS 要員および施設並びに何らかの人道要員に対する攻撃に、直接的にまたは間接的に、責任を有するかまたは加担するか、あるいは関与したことがある個人または団体は、指定基準を満たす可能性があることを特に強調し、そしてこれに関連して、南スーダンへの武器および弾薬の着実な再供給は、国連要員の安全およびその職務権限を実行する UNMISS の能力に直接的に影響してきているという国際連合南スーダンミッションの職務権限の更新に関する 2018 年 2 月 20 日の事務総長特別報告書 (S/2018/143) に留意し、ACOH に対する署名者は、戦闘を続けるための手段を奪われるべきであることを述べている AUPSC の 2018 年 2 月 8 日のコミュニケに留意し、そして当事者から戦闘を続けるための手段を奪うためそして ACHO の違反を防ぐため、適切な場合には、武器禁輸を含む、あらゆる措置を考慮する安保理の意図を表明する。

4. 2015 年 11 月から 2017 年 9 月までの期間について同合意の履行状況に関する JMEC 委員長フェスタス・モハエによる 2017 年 10 月 18 日の報告書を称賛し、同合意の主要な規定、特に恒久的停戦に関するもの、を実施することにおいて進展がないことを非難し、停戦および完全な包括的和平プロセスなしには、憲法形成と移行後の選挙を含む、同協定の特定のその他の規定の実施は、起こるべきではないことを強調し、和平プロセスにおける青年、女性、多様な共同体、信仰集団および市民社会の完全かつ効果的な参加の重要性に留意し、そして全ての当事者に対し、全ての紛争解決と平和構築努力における女性の完全かつ効果的な代表と指導力を確保することを求める。

5. 2019 年 3 月 15 日まで UNMISS の職務権限を延長することを決定する。

6. 事務総長により設定されることになっている 4,000 名を超えない地域保護部隊を含む、部隊上限 17,000 名で UNMISS の全体的な部隊レベルを維持すること、また個人の警察官、編成された警察部隊そして 78 名の矯正職員を含む、上限 2,101 名の警察要員を維持することを決定し、事務総長に対し、部隊および資産の増強を促進するため必要な措置を講じることを要請し、軍と警察の能力研究を実施するという事務総長の意図に興味をもって更に留意し、そしてその地域保護部隊を含む UNMISS に対してこれに基づいて必要な調整を行うことを審議する安保理の用意があることを表明する。

7. UNMISS の職務権限は以下の通りとするものとすることを決定し、そして UNMISS に対し、以下の任務を遂行するためあらゆる必要な手段を用いることを許可する。

(a) 文民の保護

(i) ミッションの子ども保護助言者と女性保護助言者の継続的使用を通じたものを含めて、女性と子どものための特別な保護と共に、その能力および展開の範囲内で、身体的暴力の原因に関わらず、そのような暴力の脅威の下にある文民を保護すること。

(ii) 特に、率先した展開、保護地区および難民キャンプにおける者を含むがそれに限定されない、IDPs、人道要員および人権擁護者並びに文民に対するに脅威および攻撃の識別に対して特別な注意を払った積極的なパトロールを通じた、特に南スーダン政府がそのような安全を提供できないかまたは提供に失敗する場合、適切な場合には、学校、礼拝場所、病院および石油施設を含む、紛争の危険が高い地区における定期的な文民との交流および人道、人権並びに開発機関との緊密な活動を通じたものを含む、外国国民を含む文民に対する暴力を抑止すること。

(iii) 情報収集、監視、検証、早期警戒および宣伝に対する調整された対処方法を含む、ミッション全体の早期警戒戦略、および人権の違反や侵害または国際人道法の違反に関与する可能性のある文民に対する脅威や攻撃への対応メカニズムを含む、対応メカニズムを実施すること、並びに国際連合要員および施設に対するさらなる可能性のある攻撃に備えること。

(iv) UNMISS 文民保護地区のまたはその範囲内の市民の安全および防護を維持すること。

(v) 2016年11月10日の事務総長特別報告書の第41項において強調されたように、その能力と展開の地域の範囲内において性的やジェンダーに基づく暴力を抑止しそして防止すること。

(vi) 暴力を防止することの欠かせない部分や長期の国家構築活動として持続可能な地方や国の和解を促進するために（特に仲介を通して）共同体間紛争の予防、緩和および解決を促進することを含めて、特に女性と子どもに関連したミッションの保護戦略を支援して、周旋、信頼醸成および促進を行使すること。

(vii) 文民の保護を強化するため、国際連合人権デュー・ディリジェンス政策（HRDDP）について監視すること、それによる人権に対する尊重を確保すること、そしてそれに一致する場合また厳格に遵守して、警察サービス、治安や政府機関および性的およびジェンダーに基づく暴力および子どもと武力紛争の問題の鋭敏化並びに既存の資源の範囲内で、国際人道法、性的およびジェンダーに基づく暴力と紛争関連性的暴力並びにその他の重大な人権侵害の調査や起訴に関する技術的援助または助言などの関連する活動や保護に焦点を絞った活動における市民社会関係者との調整を通すことを含めて、最終的に安全な、自発的なそして尊厳のある IDPs や難民の帰還のための安全な環境を助長すること。

(b) 人道援助の提供に資する条件を創造すること

(i) 国際法の関連諸規定の遵守の必要性と人道、公平、中立、および独立を含む、人道援助の国連指導原則に対する尊重に留意しつつ、人道関係者と緊密に調整して、南スーダンにおいて必要としている全ての者に対する救援要員の迅速な、安全なそして妨害のないアクセスまた特に IDPs や難民に対する、人道援助の時宜を得た提供を認めるように、人道援助の提供に資する安全上の条件の創造に対して、貢献すること。

(ii) 国際連合要員および適当と認められる場合に関連要員の安全と移動の自由を確保することまた負託された任務の実施のために必要なその設備および装備の安全を確保すること。

(c) 人権監視、および調査

(i) 人権侵害と違反および戦争犯罪または人道に対する罪に相当する可能性のあるものを含む、国際人道法の違反について、直ちに、公にそして定期的に監視し、調査し、検証しそして報告すること。

(ii) 紛争関連性的暴力に関する監視、分析および報告メカニズムの実施を加速することによりまた子どもに対する違反や虐待のための監視と報告メカニズムを強化することにより、武力紛争におけるあらゆる形態の性的およびジェンダーに基づく暴力に関与しているものを含む、子どもと女性に対して犯された違反と虐待について、具体的にまた公に、監視し、調査し、検証しそして報告すること。

(iii) ジェノサイド防止に関する国連特別顧問と協力してヘイトスピーチと暴力の扇動の出来事について、監視し、調査しそして報告すること。

(iv) 適切な場合には、戦争犯罪または人道に対する罪に相当する可能性のあるものを含む、国際人道法の違反および人権違反と侵害の監視、調査および報告に関与している国際的な、地域的なそして国内のメカニズムと調整し、適切な情報を共有し、また技術支援を提供すること。

(d) *同合意と和平プロセスの実施を支援すること*

その能力の範囲内で、同合意の実施と和平プロセスを支援する以下の任務を実施すること。

(i) 和平プロセス、とりわけ同合意のハイレベル再活性化フォーラム、を支援するため周旋を用いること。

(ii) 違反の監視と報告のその実施において CTSAMM を促進することと支援することそしてこれらの違反に責任を有するものを特定することにおける包括的な有効性を通したものを含めて、その停戦監視と検証任務の実施において CTSAMM に参加することと支援すること。

(iii) JMEC の活動に積極的に参加することと支援すること。

8. 和平プロセスは、全ての当事者による完全な公約で実行可能であるまま残っていることを強調し、全ての当事者に対し、南スーダンの和平と安定のために必要な妥協が成立するために誠実に和平プロセスに参加することを促し、UNMISS は、第7項(d)に記述されたように和平プロセスに関連する任務だけに着手するものとするを当事者に注意喚起し、ハイレベル再活性化フォーラムの可能な限りの成果に基づき、UNMISS の任務と構成を積極的な再検討の下に置き続けるという安保理の意図に留意する。

9. 南スーダンの国民の安全と防護を TGNU と協力して先に進めるためにそして同合意の実施のための可能な環境を創造するために、UNMISS は地域保護部隊 (RPF) を含み続けるものとするを決定し、決議 2304 (2016) に従って RPF は、ジュバの中および周辺並びに必要な応じて南スーダンの他の部分における安全な環境を提供する責任を有していることを想起し、そして RPF に対し、以下の RPF の任務を成し遂げるために、必要な場合には強固な行動と積極的なパトロールを遂行することを含む、あらゆる必要な手段を用いることを許可する。

(i) 町への進入と町から外へ出る手段およびジュバの範囲内のコミュニケーションと輸送の主要な路線の保護を通したものを含めて、ジュバの中へ、ジュバから外へ、そしてジュバの周辺での安全かつ自由な移動のための条件を促進する。

(ii) 空港が運用可能なままであることを確保するため空港を保護し、事務総長の特別代表により特定されたように、ジュバの人々の福祉にとって不可欠なジュバの主要な施設を保護する。

(iii) 国際連合文民保護地区、その他の国際連合施設、国際連合要員、国際的なそして国内の人道関係者または文民に対する攻撃を準備していることが確実に分かったか、または攻撃に関与している何らかの関係者に迅速にまた効果的に関与する。

10. トンピンにあるその基地を含むがそれに限定されない、その職務権限を遂行するため制限なしにあらゆるその基地を使用する UNMISS の能力の非常に重要なことを確認しそしてこれに関連して、南スーダン政府に対し、SOFA に従って国際連合の事務所に対する UNMISS の妨害のないアクセスを保証するその義務を維持することを求める。

11. 安保理決議 2086 (2013) を想起しまた当事国の同意、中立性および自衛並びに職務権限の防衛を除く外、武力の不行使を含む、議長声明 S/PRST/2015/22 に定められた、平和維持活動の基本的原則を再確認し、各平和維持活動の職務権限は、関係国の必要性および状況に対して限定的であり、そして安全保障理事会は、安保理が許可する職務権限の完全な提供を期待することを認識する。

12. 文民の保護は、ミッションの範囲内の利用可能な能力と資源の使用についての決定において優先権が与えられなければならないことを強調し、上記第7項と9項において定められた UNMISS の職務権限は、特に主体的な展開および文民との定期的な交流を通じたものを含む、積極的なパトロールを通して、暴力を抑止するため、その原因に関わらず脅威から文民を保護するため、国際的なまた国内の関係者による人道援助の提供に資する条件を創造し、そして同合意と和平プロセスの実施を支援するため、国際連合要員、設備および装備を保護するためあらゆる必要な手段を用いる権限を含むことを強調し、またそのような行動は、UNMISS の能力と展開の範囲内で、文民地区の保護を守ること、適当と認められる場合に UNMISS 文民保護地区に非武装地帯を拡大することによるものを含めて、あらゆる部隊による敵対目的のために使われない区域を地区の周りに確立すること、地区に対する脅威に対処すること、地区に入ることを試みる個人を探すこと、文民保護地区から武装した関係者を排除することや入ることを拒否することを含むがそれに限定されず、また POC 地区に対する安全の提供のための現在のモデルの再検討の妥当性に留意しつつ、S/2018/143 の第52項において表明されたように、軍と警察の能力研究を実施するという事務総長の意図をこれに関連して歓迎する。

13. 事務総長特別代表に対し、統合された UNMISS の活動を指揮した南スーダン共和国における国際連合システムのあらゆる活動を調整すること、また JMEC、AU、IGAD およびその他の関係者、並びに当事者を同合意の実施で支援することにおいて南スーダンにおける国連システムを指導するためまた平和と和解を促進するため周旋を彼または彼女が行使することを要請した奨励し、CTSAMM の極めて重要な役割並びにその職務権限を果たすことにおいて UNMISS によりそれに提供される支援の重要性を強調し、そして国連が、地域的機構およびその他の関係者と調整して、当事者間の政治的対話を先に進めるために果たした敵対行為の永続的な停止を達成することに貢献しそして包括的な和平過程に当事者を指導する極めて重要な役割をこれに関連して再確認する。

14. UNMISS に対し、その職務権限を通して分野横断的問題としてジェンダーへの配慮を十分に

考慮することを要請し、安全保障理事会により負託されたあらゆるミッションにおいて適切なジェンダーの専門知識と教育の重要性を再確認し、そして部隊および警察要員提供諸国に対し、派遣団の軍事、警察および文民部門において女性の展開を増やすための措置を講じることを更に奨励する。

15. UNMISS に対し、全ての地域において、紛争の危険が高い、その早期警戒戦略により指導されたようなものを含めて、IDPs と難民が高度に集中している地区、および住民の移動のための主要な経路におけるその存在と積極的なパトロールを強化し、立ち退かされた、帰還、再定住および再統合の地区に対して、IDPs と難民の最終的な安全で自発的な帰還のための安全な環境を育てるために、主体的な展開とパトロールを通したものを含めて、その存在を拡大し、そしてその部隊がその職務権限を遂行するために最善の場所に置かれていることを確保するためその地理的な展開の定期的な再検討を実施することを続けることを要請する。

16. UNMISS の職務権限の効果的な実施は、全ての利害関係者の責任であることまた十分に明確にされた、現実的なそして達成可能な任務；全てのレベルでの政治的意思、指導力、遂行能力および説明責任；適切な資源；政策、計画立案および運用指針と訓練を含む、幾つかの極めて重要な要因次第であることを認識し、平和維持活動の業績の測定と監視は、明白で十分に明確にされた達成条件に基づく包括的かつ客観的な方法論に基づくべきであることを更に認識し、これに関連して、運用準備の保証と能力改善政策を運用化する国連平和維持活動能力における任務遂行の文化を標準化するため事務総長により着手された、そして制服および文民要員のミッションの業務再検討を実施し、任務遂行データが、平和維持要員の展開に関する決定を通知することを確保するための平和維持活動即応能力登録制度（PCRS）に影響力を行使する、自発的活動を歓迎し、そして事務総長に対し、これに関連して事務総長の努力を続けることを求める

17. 安保理議長声明 S/PRST/2015/22 および安保理決議 2272（2016）を想起しそして事務総長に対し、性的搾取および虐待に関する国際連合ゼロ・トレランス政策の UNMISS の完全遵守を確保するためまたミッションの全ての要員は、国際連合での勤務における性的不行跡の歴史について詳しく調査されることを確保するためあらゆる必要な措置を講じることをまたこれに関連して、UNMISS の進展について彼の報告書を通して安保理に知らせ続けることを要請し、そして部隊および警察要員提供諸国に対し、展開前の啓発教育を含む適切な予防行動を講じること、そして自らの要員がかかる行為に関係した場合には、全面的な責任を促進することを促す。

18. UNMISS に対し、非国連治安部隊に対して提供されるあらゆる支援は、非国連治安部隊に対する国際連合支援に HRDDP を厳格に遵守して提供されることを確保することを要請する。

19. UNMISS に対し、既存の資源の範囲内で、決議 2206（2015）の第 16 項に従って設立された委員会および同じ決議により設立された専門家パネルを支援することを要請し、全ての当事者および加盟国、並びに国際的な、地域的なそして準地域的な機構に対し、専門家パネルとの協力を確保することを更に促しそして関係する全ての加盟国に対し、専門家パネルがその職務権限を執行するため、専門家パネルの構成員の安全およびとりわけ人、文書および地区への妨害のないアクセスを確保することを更に促す。

20. UNMISS 要員および国際連合施設、並びに IGAD のそれらに対して為された攻撃や脅威を最も強い文言で非難し、そのような攻撃は、SOFA の違反および/または戦争犯罪を構成する可能性があることを強調し、全ての当事者は、国際連合施設の不可侵権を尊重しそして国際連合施設に集まっている者に対するあらゆる暴力を直ちに止めそして自制することを要求し、TGNU は、SOFA の条件に拘束されていることを繰り返し表明し、そして拘束されたまた誘拐された国際連合および関連要員の直ぐのまた安全な解放を更に要求する。

21. 2016 年 2 月にマラカルにおいて起こった衝突および 2016 年 7 月のジュバにおける戦いを非難し、そして国連に対し、とりわけ文民の保護に関する、その職務権限を実施することを UNMISS がより良くできるようにするため UNMISS 全体の改革を実行するために学んだ教訓を続けて組み入れることを、また UNMISS の指揮命令系統を改善し、UNMISS 活動の有効性を増し、要員の安全と防護を強化しそして複雑な状況を管理する UNMISS の能力を高めることを促す。

22. UNMISS が、南スーダンにおけるその航空活動の安全を確保するため、適切な場合には、必要な措置を講じ続けそして安保理に対しそれについて報告するという安保理の要請を繰り返し表明する。

23. 食料および医薬品を含む、人道援助品並びに病院や医療施設および倉庫を含む、施設への攻撃や略奪を最も強い文言で非難し、そして全ての当事者が、国際法および人道、公平、中立および独立を

含む国際連合緊急人道援助指導原則に従って、南スーダン全土の必要としている全ての者とりわけ IDPs や難民に対する、救援要員、装備および供給品の迅速な、安全なそして妨害のないアクセス並びに人道援助の時宜を得た提供を認めることを要求し、全ての医療要員および医療義務に専ら従事する人道要員を、彼らの輸送手段および装備、並びに病院およびその他の医療施設を尊重しそして保護する義務を強調し、IDPs と難民のあらゆる帰還またはその他の恒久的解決は、尊厳と安全の条件に基づいて自発的かつ十分に知らされて着手されなければならないことをまた強調し、そして文民の移動の自由と庇護を求める彼らの権利は尊重されるべきであることに留意する。

24. 全ての当事者は、レイプおよびその他の形態の性的やジェンダーに基づく暴力を含む、あらゆる形態の暴力、人権違反と侵害、国際人道法違反を直ちに止め、そして刑事責任の免除の支配的な周期を打ち破るため、実行者の責任を問うことを更に要求する。

25. とりわけ子どもに対して、紛争の全ての当事者により犯された国際人道法を含む適用可能な国際法のあらゆる違反および国際人権法の違反と侵害を非難し、紛争の全ての当事者に対し、自らの部下の中のあらゆる子どもの即時解放を含む、2015年5月8日に子どもと武力紛争に関する安全保障理事会作業部会により採択された南スーダンにおける子どもと武力紛争に関する結論において求められた行動を実施することを促し、幾つかの集団による子どもの最近の解放を歓迎し、全ての武力集団に対し、自らの部下の中のその他の子どもの迅速な解放を求め、南スーダン政府に対し、2014年6月24日に国連と署名された、武力紛争における子どもの勧誘と使用およびその他の違反を終わらせそして防止するための改訂された行動計画に対する再公約協定に対するあらゆる規定を完全かつ直ぐに実施することを強く促し、そして SPLA-IO に対し、2016年1月7日に国連と署名した子どもの勧誘と使用および子どもの殺害と傷害を終わらせそして防止するためのその行動計画を完全かつ直ぐに実施することを更に強く促し、また子どもの福祉に対してまた持続可能な平和と安全に対して貢献する、保健医療、心理社会的支援、および教育計画へのアクセスを含めて、障がいのある女兒と子どもの具体的必要性が対処されることを確保することと同時に、武力紛争の影響を受けた子どもに対する時宜を得たそして適切な再統合と生活復帰援助を提供している南スーダン政府の重要性を強調し、また国際社会に対し、これらの取組を支援することを求める。

26. SPLA、SPLA-IO およびその他の武装集団に対し、性的暴力の更なる犯行を防止することを強く促し、TGNU と SPLA/IO に対し、予防、説明責任および犠牲者への援助を強化することに焦点を

絞った紛争関連性的暴力を防止することについて彼らが行ってきた共同のまた一方的な公約と行動計画を実施することを促し、そして SPLA 指導部に対し、紛争関連性的暴力の予防に関する具体的な命令を発することを強く促し、そして TGNU が性的暴力の罪について自らの部下の中の実行者の責任を問うための具体的措置を示すことを要求する。

27. 真実追求と和解は、南スーダンにおける平和を実現するために欠くことができないことを強調しそしてこれに関連して同合意において明記されたように、真実、和解および癒し委員会は、国民の一体性を実現し、平和、国民和解および癒しを促進するための努力の先頭に立つため、南スーダンにおける平和構築過程の極めて重要な部分であることを強調する。

28. 同合意の第V章の下で規定された南スーダン混成裁判所の設立に向けてアフリカ連合により講じられた措置、並びに国連により今日までに為された活動に留意し、南スーダン混成裁判所の設立に向けて技術援助を提供するという国連に対するアフリカ連合の公式の招請を歓迎し、そして事務総長に対し、南スーダン混成裁判所の設立においてまた真実、和解および癒しのための委員会の設立に関することを含めて、同合意の第V章のその他の側面の実施のためにアフリカ連合委員会に対しまた TGNU に対し技術援助を利用可能にし続けることを要請する。

29. 2018 年 2 月 8 日のアフリカ連合平和安全保障理事会コミュニケに留意しそしてこれに関連して南スーダン政府に対し、更なる遅延なしに、南スーダン混成裁判所を設立するためのアフリカ連合との了解覚書に署名することを求め、そして国際社会に対し、南スーダン混成裁判所を設立することに対する支援を拡大することを更に求める。

30. 南スーダン政府に対し、その国際的な義務に適合したやり方で人権違反と侵害の申立ての現行の調査を完了するため迅速にまた透明に前進することを更に求め、そして同政府に対し、これらの調査の報告書を発表することを奨励する。

31. 南スーダン政府に対し、同合意の第V章の第3.2.2項に留意すると同時に、人権違反と侵害および国際人道法違反について責任を有する全ての者の責任を問うことを、そして性的暴力の全ての犠牲者が法の下での平等な保護と司法への平等なアクセスを持つことを確実にすること、またこれらの過程において女性と女兒の権利に対する平等な尊重を守ることを更に求め、また説明責任、真実追求およ

び賠償を含む、総合的な移行期司法措置を実施することは、癒しと和解にとって鍵であることに留意する。

報告

32. 事務総長に対し、月一回の頻度で、SOFA の違反または UNMISS に対する妨害を報告することを続けることを要請する。

33. 事務総長に対し、この決議の採択の日から 90 日以内に、その後は 90 日毎に提出されることになっている同様の包括的な書面による報告書において、UNMISS の職務権限の実施および職務権限を実施することにおいて UNMISS が遭遇する妨害について安全保障理事会に報告することを要請し、そしてそのような報告は、以下のことを含むべきであることを強調する。

- ・ HRDDP を実施することにおける進展についての報告
- ・ 部隊の敏感さおよび任務遂行並びに新しいパトロール地区と主体的な展開を含むがそれらに限定されない、UNMISS がその文民保護義務を遂行することに向けて活動している方法についての具体的且つ詳細な報告。
- ・ 職務権限全体を通じた分野横断としてのジェンダーの配慮
- ・ 和平プロセスにおける女性の参加
- ・ 国連要員の安全と防護を高めるために講じられた措置
- ・ 第 6 項において概略が示された再検討において反映された任務遂行の懸念に対処するために講じられてきた措置
- ・ 南スーダンにおける人権問題に関する報告の強化、そして

- ・現場での状況に UNMISS を適応させるための措置に関する勧告

34. 事務総長に対し、彼の定期的な 90 日報告書を通して、上記第 28 項に適合して提供された技術援助について報告することを要請し、アフリカ連合に対し、事務総長の報告書に知らせるために事務総長と、南スーダン混成裁判所の設立において為された進展に関する情報を共有することを招請し、そして国際的な標準に沿って混成裁判所の設立において為されてきた活動を評価する事務総長の報告書の受領についての安全保障理事会の意図を表明する。

35. この問題に引き続き取り組むことを決定する。